

時 期	復旧・復興段階
区 分	産業・雇用
分 野	雇用・就業
検 証 項 目	雇用の維持

根拠法令・事務区分	雇用保険法(法定受託事務)、阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律
執 行 主 体	国、県
財 源	雇用調整助成金制度については雇用保険 雇用維持奨励金制度については阪神・淡路大震災復興基金
概 要	<p>震災後、雇用の維持を図るために、雇用調整助成金制度については従来の業種指定に加えて、被災地域のすべての雇用保険適用事業所に適用を拡大する特例措置を講じた。これにより、被災の影響による経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされる中、従業員の雇用維持を図ろうとする被災地域の多くの事業主に対し、休業手当等に係る賃金の一部が助成されることとなった。雇用調整助成金は、ピーク時に8万4,000人余りが対象となった。</p> <p>兵庫県は、雇用調整助成金制度の周知を行った他、阪神・淡路大震災復興基金を活用して雇用維持奨励金制度を創設し、被災者の雇用の維持を図った。</p> <p>経済のグローバル化に加えて、急速な少子高齢化社会を迎え、雇用環境は大きく変化した。こうした中で、兵庫県、連合兵庫、兵庫県経営者協会は、「兵庫県雇用対策第三者会議」を設け、即効性、実効性のある雇用施策について検討を進め、雇用確保のためのワークシェアリングを推進することとした。平成13年に兵庫県が県内6,600事業所と1,400の労働組合に実施したアンケート調査によれば、「兵庫型ワークシェアリング」の実施企業が県内の4分の1の企業に上っている。</p>

阪神・淡路大震災における取組内容とその結果	
国	<p>阪神・淡路大震災に対して取った措置</p> <p>《雇用調整助成金制度等の活用》</p> <p>雇用調整助成金制度の活用[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p207-208]</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成7年1月23日、雇用調整助成金制度について、従来の業種指定に加えて、被災地域のすべての雇用保険適用事業所に適用が拡大される特例措置を実施した。これにより、被災の影響による経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされる中、従業員の雇用維持を図ろうとする被災地域の多くの事業主に対し、休業手当等に係る賃金の一部が助成されることとなった。特例措置の期間は、当初は平成7年3月31日までであったが、平成10年1月22日まで延長された。 平成7年2月6日、労働大臣の視察の際、日本経営者団体連盟他2つの全国的な事業主の団体に対し、雇用調整助成金制度の特例措置の周知徹底及びその積極的な活用による雇用の維持に向けた協力を要請した。 平成7年3月1日、雇用調整助成金について、新規学卒者を含む雇用保険の被保険者として採用された期間が6ヶ月未満である労働者も対象に追加された。 <p>身体障害者用納付金制度(当時)の拡充[『阪神・淡路大震災調査報告書総集編』阪神・淡路大震災編集委員会,p177]</p> <ul style="list-style-type: none"> 労働省(当時)は、被災した事業所が、その雇用している障害者の雇用の継続を図るために必要な施設・設備の設置・整備を行う(場合等の)経済的負担の軽減を図るため、身体障害者雇用納付金制度(当時)に基づく助成金の一部について支給要件等の取り扱いを緩和するなどの支援策を講じた。 <p>生涯能力開発給付金制度の特例措置の活用[『阪神・淡路大震災復興誌(第1巻)』兵庫県・(財)21世紀ひょうご創造協会,p501]</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災地域内に所在する事業所の事業主で、事業内職業能力開発計画を作成し、それに基づき、雇用する労働者に対し職業訓練を行う事業主 雇用する労働者の申し出による教育訓練の受講を援助する事業主に対して、その要する経費の一部を助成する生涯能力開発給付金(能力開発給付金及び自己啓発助成給付金)について高率助成を行った。(適用対象:平成7年7月1日~平成8年1

月22日までに行われた職業訓練（平成10年1月22日まで延長。))

助成率：能力開発給付金

高齢者に対する職業訓練	運営費	1 / 3	1 / 2	(中小企業 1 / 2	2 / 3)
	派遣費	1 / 2	2 / 3	(中小企業 2 / 3	3 / 4)
	賃金	5,000円	7,000円		

自己啓発助成給付金

有給教育訓練に係る賃金	1 / 4	1 / 3	(中小企業 1 / 3	1 / 2)
有給以外の援助費	1 / 4	1 / 3	(中小企業 1 / 3	1 / 2)

中小企業事業転換等能力開発給付金制度の特例措置の活用[『阪神・淡路大震災復興誌(第1巻)』兵庫県・(財)21世紀ひょうご創造協会,p501]

- ・被災地域内に所在し、事業転換又は事業多角化の計画を有する中小企業事業主で、事業転換等能力開発計画を作成し、それに基づき、雇用する労働者を対象として職業訓練を行った場合に、その実施に要した経費や訓練受講中に支払った賃金の一部を助成する中小企業事業転換等能力開発納付金の高率助成を行った。(適用対象：平成7年7月1日～平成8年1月22日までの間に行われる職業訓練(平成8年6月30日まで延長))

助成率：中小企業事業転換等能力開発給付金 2/3 3/4

《雇用・労働相談体制》

平成7年1月23日、県下のすべての公共職業安定所において、被災した事業主や求職者に対する特別相談窓口を開設し、雇用調整助成金制度等の各種助成金制度や雇用保険、職業紹介等に関する相談援助を実施した。[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p215]

「中小企業総合相談所」に「総合労働相談所」を併設した(平成7年9月30日に閉鎖)。[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p215]

助成手続き業務等を迅速に行うために、平成7年2月20日以降、兵庫県内職員の派遣体制を確立するとともに、一週間交代で、緊急雇用保険サービスセンター及び緊急雇用調整助成金センターに対し他県からの応援派遣を実施した。[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p216]

平成7年2月以降の雇用保険関係の手続き件数増大に対応するため、被災に係る事業所の休止・廃止に伴う離職手続きや失業給付の特例給付手続き等を集中的に取り扱う緊急雇用保険サービスセンターを旧神戸公共職業安定所庁舎内に開設し、同年2月21日から業務を開始した。[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p216]

雇用調整助成金の支給手続きなどを集中的に取り扱う緊急雇用調整助成金センターを旧神戸公共職業安定所庁舎内に開設し、平成7年3月14日から業務を開始した。[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p216]

《各種申告・納期限の延長措置》

中小企業退職金共済制度掛金の納期限の延長措置[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p207]

- ・平成7年1月27日、中小企業退職金共済制度の掛金の納期限を最長で1年間延長した。
労働保険料の申告・納期限の延長措置[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p207]
- ・平成7年1月30日、労働保険料の申告・納期限を延長した。
- ・平成7年4月11日、労働保険料の申告・納期限の期日を再度延長し、同年5月31日までとした。
阪神・淡路大震災に伴う法人破産宣告及び会社の最低資本金の制限の特例に関する法律[『阪神・淡路大震災調査報告書総集編』阪神・淡路大震災編集委員会,p195-196]
- ・阪神・淡路大震災に伴う法人破産宣告及び会社の最低資本金の制限の特例に関する法律を制定し、阪神・淡路大震災により被災した会社その他の法人等の存立に資するため、当該被害により債務超過となった法人について、破産宣告を平成9年1月16日まで保留するなどの特例を設けた。
- ・また、当該震災が発生した時に大阪府及び兵庫県の区域内に登録された本店が所在していた株式会社及び有限会社の最低資本金の制限に関する経過措置に係る期間を平成9年3月31日まで延長することとした。

《その他》

港湾労働法の特例措置[『阪神・淡路大震災調査報告書総集編』阪神・淡路大震災編集委員会,p184]

- ・労働省(当時)は、被災により神戸港のほとんどのバースが使用不能となる事態を受けて、神戸

	<p>港の港湾労働者について、港湾労働法を弾力的に運用することとし、2ヶ月以上の期間による出向契約による企業間移動を認めることで他港での就労を可能とするとともに、この場合の港湾労働者証の交付手続きの簡略化を図ることとした。</p> <p>阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果 雇用調整助成金制度の特例措置の活用状況[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県, p208-209]</p> <p>【特例措置実施期間 平成7年1月23日～平成10年1月22日】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災地公共職業安定所における実施計画の届出事業所数：19,374件 ・対象人員：592,685人 ・一人当たりの休業日数：平均約7日 <p>《雇用・労働相談体制》 公共職業安定所の特別相談窓口における相談実績[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県, p215-216]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成7年1月23日～平成9年2月末までの相談件数は、62,680件。 総合労働相談所における相談実績[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県, p215] ・平成7年1月25日から同年9月30日までの相談件数は599件。 雇用・労働相談体制における他県からの応援派遣の状況[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県, p216] ・平成7年2月から同年7月末までの間の緊急雇用保険サービスセンター及び緊急雇用調整助成金センターへの職員の応援は、兵庫県職員延べ約2,100人、県が県職員延べ約3,500人（東は東京都から西は山口県、高知県等20県）、合計延べ約5,600人（臨時職員を含まない）。
県	<p>阪神・淡路大震災に対して取った措置 雇用調整助成金制度の周知[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県, p208]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用調整助成金制度の特例措置を周知するために、マスコミを通じたPR、リーフレットの作成等を実施した。 ・平成7年2月13日、兵庫県経営者協会他5団体に対して、雇用調整助成金制度の特例措置の周知徹底及びその積極的な活用による雇用の維持に向けた努力を要請した。 雇用維持奨励金制度の創設(平成7年6月)[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県, p208] ・阪神・淡路大震災復興基金を活用した雇用維持奨励金制度を創設し、6月29日記者発表、7月17日から受付を開始した。 <p>阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果 雇用維持奨励金制度の活用状況[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県, p208-209]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用維持奨励金制度については、平成8年1月末までに、3,490件の申請があった。
市 町	<p>阪神・淡路大震災に対して取った措置 阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果</p>
その他	<p>阪神・淡路大震災に対して取った措置 阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果</p>
阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み内容とその結果	
国	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p>
県	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み ワークシェアリングの実施[『阪神・淡路大震災復興誌(第5巻)』(財)阪神・淡路大震災記念協会, p414-415] [『阪神・淡路大震災復興誌(第6巻)』(財)阪神・淡路大震災記念協会, p438-440] [『阪神・淡路大震災復興誌(第7巻)』(財)阪神・淡路大震災記念協会, p416]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成11年、兵庫県、連合兵庫、兵庫県経営者協会は、「兵庫県雇用対策第3者会議」を設け、労・使・行政が共同で即効性、実効性のある雇用施策について検討を進めた。 ・同会議は平成11年12月、雇用確保のためのワークシェアリングで、兵庫独自の方式を推進することで合意した。 ・なお、県と県経営者協会、連合兵庫による「県雇用対策第3者会議」が平成13年に2年ぶりに開催され、「ワークシェアリング」の導入について、個別企業、労使の合意を促すなど雇用・就業機会

	<p>の増大に3者が全力で取り組むことを合意した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 兵庫県と県経営者協会、連合兵庫の三者は、平成13年5月末、就労の多様化による雇用創出「ワークシェアリング」のガイドラインを公表した。労使双方が参加してのガイドラインづくりは全国で初めてで、労働時間短縮やパートタイム労働、雇用延長、在宅勤務の導入を通じた4つのワークシェアリングを提案している。 <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果 ワークシェアリングの実施状況[『阪神・淡路大震災復興誌(第7巻)』(財)阪神・淡路大震災記念協会,p416]</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成13年に兵庫県が県内6,600事業所と1,400の労働組合に実施したアンケート調査によれば、「兵庫型ワークシェアリング」の実施企業が県内の4分の1の企業にのぼることが分かった。
市 町	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p>
そ の 他	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p>
<p>これまでの各方面からの指摘事項</p>	
<p>兵庫県の行った雇用状況調査によると、震災以降平成7年11月までに事業活動の拡張・充実のため生産設備等の拡充等を実施した事業所は被災地内、被災外とも10%で、事業活動の縮小、休止、他事業所への業務移管、他地域への転出等を実施した事業所は、被災地内で17%、被災地外で6%あり、震災の影響の大きかった地域で縮小等が多く行われている。平成7年11月までの実施状況を業種別に見ると、建設業は拡充等が多く、縮小等が皆無であるのに対し、運輸・通信業及びサービス業では縮小等を実施したところが多くなっている。(中略)従業員の不足感について平成7年11月時点では、被災地内では「ちょうどよい」が47%と最も多く、「職種により過不足感がある」が28%、「年齢により過不足感がある」が9%となっている。不足している職種として最も多いのが「専門・技術職」で17%となっており、特に建設業で61%と多い。過剰となっている職種では最も多いのが「管理・事務職」で9%となっている。(中略)これらの内容から、復興事業関連の建設業においては従業員が不足しており、被災地内の雇用のミスマッチはかなり大きいと思われる。(『阪神・淡路大震災復興誌(第1巻)』兵庫県・(財)21世紀ひょうご創造協会)</p> <p>家業を廃業し、職を求める自営業者が急増していることが兵庫県の離職者調査で分かった。長引く景気低迷や大型店の進出、後継者不足などを背景に、事業の継続や再建を断念したものとみられ、商店主や零細企業経営者の苦境を伺い知ることができる。県職業安定課によると平成10年7～9月の県内離職者の数は月平均1万5,128人(前年同期比24.5%増)。(中略)平成10年から毎月300人近くが家業を廃業し、新たに職探しをしている勘定で、県では「自営業者の高齢化や後継者不足などの通常の原因に加え、長引く景気の低迷や震災復興の遅れが廃業に至らしめたのでは」と警戒感を強めている。(『阪神・淡路大震災復興誌(第4巻)』(財)阪神・淡路大震災記念協会)</p> <p>事業主を対象とした休業手当の一部を助成する雇用調整助成金はピーク時には8万4,000人余りが対象となっており、雇用維持に大きな効果を発揮したと言える。(松村和一郎「雇用保障はいっその充実を」『大震災100の教訓』塩崎賢明・西川榮一・出口俊一・兵庫県震災復興研究センター編)</p> <p>阪神大震災では、神戸の産業の代名詞となってきた鉄鋼や造船、化学といった重厚長大型企業の主力工場が数多く被災し、閉鎖や縮小、生産ラインの一時停止を余儀なくされて、多くの被災者が職場を失った。新たに働く場をつくらうとする動きもあるが、戦後最悪といわれる不況で、残った企業も生産が落ち込み、人員削減の手綱をさらに締めるといったスパイラル的な「雇用消失」が続いている(平成11年4月4日付朝日新聞)経済のグローバル化に加えて、急速な少子高齢化社会を迎え、雇用環境は大きく変化した。高齢者や女性の労働力が必要になる一方、男性が家庭や地域社会に参加することが求められるようになった。一人ひとりの労働者の労働時間の短縮につながるワークシェアリングは、そうした行き方を実現する可能性を持っている。(略)メリットばかりではない。労働時間の短縮は賃金の引き下げを忌みし、労働者には受け入れられにくい。企業が必ずしも雇用を増やすとも限らない。(略)『兵庫型』も一時的な雇用確保にとどまらず、新しい働き方や行き方につながる内容を目指したい。(平成12年3月6日付け神戸新聞社説)</p> <p>平成13年12月、神戸市内の被災200世帯を対象に、共同通信社が現在の暮らしぶりを調査したところ、ほぼ3世帯に1世帯が失業を経験し、17%は調査の時点で失業中であることがわかった。失業の理由は、「震災が原因」が63.5%。「不況が原因」の27%を大きく上回り、復興が一段落との声が聞かれる中で、被災地の人々には、いまだ震災が暗い影を落としている実状が明らかになった。(『阪神・淡路大震災復興誌(第7巻)』(財)阪神・淡路大震災記念協会)</p> <p>日銀神戸支店は、平成14年3月時点で管内の企業の雇用人員判断をまとめた。製造業145社、非製造業137社を</p>	

対象にした調査で回答率は96.8%。回答者数社の構成比で「過剰」と答えた企業から「不足」と答えた企業のポイントを差し引いた数値で調査結果が表される。平成13年3月から平成14年3月まで、3ヶ月ごとに行われた調査結果では、全産業で「過剰」が22ポイントから29ポイントに上昇。特に非製造業では1年間で14ポイントから30ポイントに倍増している。企業規模では、大規模、中堅規模で「過剰」が少し増えているのに比べ、中小企業では22ポイントから31ポイントと大幅に増えているのが目立っている。先行きは製造業、非製造業ともほぼ横ばいで、企業の雇用過剰感は依然として高い水準で推移するとの予想となっている。(『阪神・淡路大震災復興誌(第7巻)』(財)阪神・淡路大震災記念協会)

課題の整理

被災後における雇用の維持のための支援のあり方に関する検討

今後の考え方など

- 阪神・淡路大震災の際は、関係公共職業安定所に特別相談窓口を設置するなどして対応したが、将来、同様の状況が生じたときは、状況を勘案しつつ、迅速かつ適切な措置を講じてまいりたい。(厚生労働省)
- 雇用調整助成金については、今後とも、災害が長期化したり、復旧までに長時間を要し、その結果、経済上の理由による事業活動の縮小を余儀なくされる状態が発生していると考えられる場合には、必要に応じ特例措置を講ずるとともに、そのための迅速かつ正確な情報収集を図る。
また、その他の助成金制度等についても、災害発生時には、今後とも、他の支援措置と連携を取りつつ、助成率の引き上げ等総合的な対策をとることとしたい。(厚生労働省)
- 国・県等との連携強化を進めるほか、雇用の維持のため「2万人の雇用創出」により、市内に新たな雇用の場の創出を図る。(神戸市)